## 別記様式

## 随意契約結果書

	<b>随息关剂和米音</b>
物品等の名称及び	平成30年度千葉国道共同溝監視業務
数量	
契約担当官等の氏	埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1
名並びに所属する	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 泊 宏
部局の名称及び	
所在地	
契約締結日	平成30年4月2日
契約の相手方の	東京都中央区日本橋小伝馬町11番9号
氏名及び住所	日本ユーティリティサブウェイ株式会社
以名及び正別	代表取締役社長 南部 隆秋
契約金額	106,056,000円(税込)
	100,030,000円 (和2)
(消費税及び地方	
消費税含む)	1. v. ±
予定価格	非公表
(消費税及び地方	
消費税含む)	
	本業務は、千葉国道事務所が管理する共同溝(約23.7km)のセキュリティの
	確保を目的に、入溝管理・監視施設等による常時監視、有事の際の通報及び
	附帯設備の点検等を行う業務である。
随意契約によるこ	本業務の遂行にあたっては、都市の重要なライフラインの有事への対応が極
ととした理由	めて重要であることから、共同溝内部の複雑な構造や特性・機能等を熟知し、
	その上で共同溝を一元的に監視することが必要である。
	また、共同溝の構造・共同溝内の収容施設・共同溝施設の監視体制・セン
	サー類の種類や配置などの情報は、テロ行為による破壊等の防止のため、秘
	密にすべき事項であり特殊性が要求される業務である。
	山にすべて事項にのが可外にか安かで行る未行でのある。
	さらに、共同溝のセキュリティを確保するにあたり、関東地方整備局と各占用
	企業者(ライフライン事業者)との間で「共同溝のセキュリティの確保に関する
	基本協定書・細目協定書」を締結しており、極めて高いセキュリティレベルが要
	求されているところである。
	当該業者は、各占用企業者等の出資により共同溝を監視するために設立さ
	れた会社であり、共同溝の管理監視に関する研究・技術開発、監視システムの
	設計・建設・管理等、共同溝保全に関する巡視・点検・維持管理等を主な業務
	としており、各占用企業者の収容施設の情報や監視に係わる特殊性やノウハ
	ウを総合的に有する唯一の業者である。
	したがって、当該業者は、重要なライフラインの安全確保のための監視に対
	し、各占用企業者から高い信頼性を得られており、道路管理者からの機密情
	報保持を図りながら、共同溝全体のセキュリティを継続的かつ安定的に確保し
	つつ、本業務を遂行できる能力を有する唯一の事業者であるため、下記法令
	に基づき契約を行うものである。
	一生と大小さけりのかである。
/# <del>**</del>	→ → は  か へ は へ の へ の へ の へ の へ の
備考	会計法第29条の3第4項、予决令第102条の4第3号

- 注)1. 公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価を記載するとともに備考欄に単価契約である旨及び契約単価に予定調達数量を乗じた額を記載する。 2. 予定価格を公表しないこととした場合、予定価格の欄には「非公表」と記載する。